令和８年（フ）第１７６号
島根県松江市八雲台二丁目15番11号　パールハイツ201
債務者　橋本　武志
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続廃止

令和８年（フ）第１９号
千葉県南房総市安馬谷3280番地
破産者　座間　　忍
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和７年（フ）第５０号
山形県酒田市大蕨字二夕子197番地３
破産者　池田木材株式会社
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

令和８年（フ）第８号
千葉県大網白里市駒込1202番地２
破産者　植村　年和
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１２５号
千葉県山武市木原228番地55
破産者　ＦＯＲＴＩ　ＳＩＭＯＮ（フォルティシモン）
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和７年（フ）第１７７８号
札幌市中央区南３条西５丁目14番地　三条美松ビル４階
破産者　株式会社ＴＳＵＫＵＳＨＩ
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２９号
千葉県香取市野田518番地５
破産者　上平　敏之
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和８年（フ）第２９２号
川崎市高津区末長１丁目38番34―505号ベルコリーヌメイ
破産者　株式会社事例屋
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第２７８号
新潟市中央区万代一丁目２番３号　コープ野村万代１Ｆ
破産者　株式会社ＬＩＦＥ　ＫＮＯＷＬＥＤＧＥ
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７１号
長野県安曇野市明科七貴3959番地１
破産者　株式会社波場建設
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１７１号
長野県松本市出川町17番32号
破産者　株式会社エスポ・ワール
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１２１８号
名古屋市守山区小幡太田１番８号　アーバンラフレ小幡６号棟204号
破産者　桜井建工株式会社
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６７１号
名古屋市千種区見附町１丁目61番地１　ＦＬＡＴＭＩＴＳＵＫＥ２Ｂ
破産者　株式会社美仁堂
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６７２号
名古屋市名東区大針３丁目221番地　ＨＥＲＭＩＴ　ＣＲＡＢ203号
破産者　佐藤ゆかり
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８３０号
名古屋市中川区荒子４丁目316番地106号室
破産者　川村タイル工事株式会社
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８９号
愛知県岡崎市大門五丁目20―６
破産者　株式会社プログレス
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１９８号
愛知県安城市和泉町大海古６番地８
破産者　有限会社中島精工
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３８４号
愛知県みよし市黒笹一丁目２番地４　すまいるヒルズＫＡＴＯ105号、前住所三重県四日市市三ツ谷町12番８号　阿倉川寮101
破産者　髙木　佑弥
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４７５号
堺市中区大野芝町176番地の２
破産者　株式会社池田建材
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１５２号
神戸市西区長畑町６番地の20
破産者　合同会社Ｃａｂｉｎ　ＣｏＣｏ
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第３２０号
岡山市南区福島二丁目20番１号
破産者　株式会社アトムビルド
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部